

第1章総則

- 第1条 本会は、北見工業大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、北見工業大学並びに会員の隆盛を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。
1. 会誌の発行。
 2. 大学活性化支援に関する事項。
 3. その他本会の目的を達するために必要な事項。
- 第4条 本会は、本部を北見工業大学内に置き、便宜の地に支部を設けることができる。

第2章会員

- 第5条 本会会員は三種とする。
1. 正会員 正会員は北見工業短期大学卒業生、北見工業大学卒業生、北見工業大学専攻科修了生ならびに北見工業大学大学院工学研究科修了生とする。
 2. 学生会員 学生会員は北見工業大学入学生(学部生及び第5条1項に該当しない大学院生)とする。
 3. 特別会員 特別会員は北見工業大学現旧教員並びに本会で推薦したものとする。
- 第6条 正会員の会費は、終身会費として本部に納入する。金額は別途定める。また、特別な事業を行う場合は適宜会員から臨時会費を徴収することができる。
2. 学生会員は入会準備金として本部に納入する。金額は別途定める。正会員としての条件を満たした場合には入会準備金を終身会費に充当する。
- 第7条 会費の納入方法は別途定める。

第3章役員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 理事 若干名(内事務局長1名)
 4. 会計 3名(内会計理事1名)

5. 監事 2名

以上の役員をもって、本会の運営にあたる。

- 第9条 役員任期は1年とする。ただし、再選は防げない。
- 第10条 役員改選は別途定める。
- 第11条 会長は、本会を代表し一切の会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときはこれを代行する。
 3. 理事は、会務を掌理する。
 4. 会計は、経理を行う。
 5. 会計理事は、会計の一切の業務を統轄する。
 6. 監事は、会計を監査する。
 7. 支部理事は、支部の会務を処理し、本部との連絡にあたる。
- 第12条 本会に、名誉会長を置き大学総括理事(学長)をもってこれにあたる。
2. 本会に顧問を置くことができる。
- 第13条 本会に事務局を置く。事務局に関する事項は理事会で定める。
- 第14条 事務局は事務局長の統轄下に本会の事務を処理する。
2. 事務局は会員情報を管理する。
 3. 事務局長は理事会で互選し、事務処理の責にあたる。
- ## 第4章会議
- 第15条 会議は総会、役員会、理事会、各種運営委員会とする。
- 第16条 総会は、毎年1回以上これを行う。ただし、会長の判断により役員会で代行できる。
- 第17条 総会の議題、日時および場所は事前にこれを正会員に通知しなければならない。
- 第18条 総会の議決は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。
- 第19条 正会員は書面をもって、総会における議決権および選挙権の行使を他の出席会員に委任することができる。
- 第20条 役員会は監事以外の全役員をもって構成する。
- ただし、必要に応じ他の会員をオブザーバーとして加えることができる。
 2. 会長は必要に応じ、役員会を招集する

第 21 条 役員会は、次の事項を審議し、総会を代行した場合は、これを議決することができる。

1. 前年度事業報告および決算
2. 次年度事業計画および予算
3. 総会に提出する議案

第 22 条 理事会は、会長、副会長、理事(学内理事北見近郊 4 支部理事)、会計理事をもって構成する。ただし、必要に応じ他の役員および顧問をオブザーバーとして加えることができる。

2. 会長は必要に応じ、理事会を招集する。

第 23 条 理事会は会務を審議する。

2. 会長は理事会を統括する。

第 24 条 役員会は構成員の 2 分の 1 以上、理事会は構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、構成員は書面をもって意思を表示する場合は出席とみなし、委任状をもつ場合も同様とする。

第 5 章 資産および会計

第 25 条 本会会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終る。

第 26 条 本会の資産は会費 寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 27 条 本会の資産は普通財産および基本財産に分類し基本財産への編入出は総会の議決を経なければならない。

第 28 条 資産の管理方法は、総会の議決を必要とする。

第 6 章 支部

第 29 条 本会の支部は、その地域内の居住会員をもって組織する。支部に関しては別途定める。

第 30 条 支部に関して、別記細則以外は各支部において適宜に定め役員会に連絡する。

付 則

本規約は昭和 56 年 6 月 1 日より施行する。

本規約は昭和 60 年 8 月 31 日より施行する。(一部改定)

本規約は平成 17 年 6 月 11 日より施行する。(一部改定)

本規約は平成 18 年 6 月 10 日より施行する。(一部改定)

本規約は平成 19 年 6 月 9 日より施行する。(一部改定)

本規約は令和 4 年 6 月 11 日より施行する。(一部改定)

本規約第 5 条 2 項は令和 5 年 5 月 31 日より施行する。

細則

北見工業大学同窓会会則第 2 章第 7 条、第 3 章第 10 条、第 6 章第 29 条および 30 条に関する細則を定める。

1. 役員を選出について

(1) 役員を選出は、支部理事においては支部地域内に在住する正会員のうちから、他の役員については正会員のうちから総会において選出する。

2. 同窓会会費の納入方法は以下のとおりとする。

(1) 本会の正会員は終身会費 22,000 円を納入する。

(2) 本会の学生会員は以下により準備金を納入する。

(ア) 令和 2 年度入学以降の北見工業大学の在学生(学部生および第 5 条 1 項に該当しない大学院生)は同窓会会費準備金 20,000 円を積み立てるものとする。

(イ) 令和元年度入学以前の北見工業大学の在学生(学部生および第 5 条 1 項に該当しない大学院生)は同窓会会費準備金 15,000 円を積み立てるものとする。

3. 支部活動に関して、本部はこれを援助することがある。

4. 各支部に支部理事 1 名を置く。

付則

本細則 2. は平成 4 年 3 月 25 日より施行する。

本細則 2. (2) は平成 25 年 6 月 9 日より施行する。

本細則 2. は令和元年 6 月 9 日より施行する。

本細則 2. (2) は令和 5 年 5 月 31 日より施行する。

慶弔規程

同窓会会員に関する慶弔規定は以下のとおりとする。

1. 会員の慶弔に対する取り扱いを下記のように定める。

1) 正会員連絡ある場合弔電を送る。特別会員 弔電および供物を送る。

名誉会長 現旧名誉会長には花輪を送る。

2) 上記会員を除く特別会員、名誉会長への供物花輪などは事務局で適宜判断する。

3) 北見工業大学学葬の場合は別途事務局で判断する。

2. 上記以外の慶弔に関する取扱いは適宜事務局で判断する。

3. 上記 1-3) 以外の慶弔事に関する取扱いは事務局が判断して行う。

旅費規程

北見工業大学同窓会は、この規程の定めるところにより、その旅費を支給できる。

1. 本会役員がその職責のため旅費を必要とする場合、交通費(鉄道賃、航空賃及び車賃)及び宿泊料を支給できる。
2. その他、理事会が必要と認める場合、理事会で決定した金額を支給できる。